

平成 2 4 年度

八幡市予算書

平成24年度八幡市予算一覧表

八幡市一般会計予算	-----	1 頁
八幡市休日応急診療所特別会計予算	-----	7 頁
八幡市駐車場特別会計予算	-----	9 頁
八幡市国民健康保険特別会計予算	-----	11 頁
八幡市介護保険特別会計予算	-----	15 頁
八幡市後期高齢者医療特別会計予算	-----	19 頁
八幡市水道事業会計予算	-----	21 頁
八幡市下水道事業会計予算	-----	25 頁

平成24年度

八幡市一般会計予算

平成 2 4 年度八幡市一般会計予算

平成 2 4 年度八幡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,920,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 2 4 年 3 月 5 日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		9,131,265 千円
	1 市 民 税	4,205,500
	2 固 定 資 産 税	3,602,755
	3 軽 自 動 車 税	93,000
	4 市 た ば こ 税	431,000
	5 鉱 産 税	10
	6 都 市 計 画 税	799,000
2 地 方 譲 与 税		159,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	46,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	113,000
3 利 子 割 交 付 金		39,000
	1 利 子 割 交 付 金	39,000
4 配 当 割 交 付 金		25,000
	1 配 当 割 交 付 金	25,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		8,400
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	8,400
6 地 方 消 費 税 交 付 金		628,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	628,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		3,800
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	3,800
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		66,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	66,000
9 地 方 特 例 交 付 金		20,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	20,000
10 地 方 交 付 税		3,268,000
	1 地 方 交 付 税	3,268,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		14,500
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,500
12 分 担 金 及 び 負 担 金		291,469
	1 負 担 金	291,469

款	項	金額
13 使用料及び手数料		402,937 千円
	1 使用料	363,529
	2 手数料	39,408
14 国庫支出金		3,993,309
	1 国庫負担金	3,791,938
	2 国庫補助金	171,315
	3 委託金	30,056
15 府支出金		1,427,369
	1 府負担金	795,036
	2 府補助金	498,272
	3 委託金	134,061
16 財産収入		23,670
	1 財産運用収入	23,641
	2 財産売却収入	29
17 寄附金		1,600
	1 寄附金	1,600
18 繰入金		750,351
	1 特別会計繰入金	27,621
	2 基金繰入金	722,730
19 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
20 諸収入		274,310
	1 延滞金、加算金及び過料	6,001
	2 市預金利子	350
	3 貸付金元利収入	8,164
	4 受託事業収入	10,860
	5 雑収入	248,935
21 市債		2,382,020
	1 市債	2,382,020
歳入合計		22,920,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		291,700 千円
	1 議 会 費	291,700
2 総 務 費		3,139,400
	1 総 務 管 理 費	2,627,800
	2 徴 税 費	358,900
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	108,900
	4 選 挙 費	12,200
	5 統 計 調 査 費	9,300
	6 監 査 委 員 費	22,300
3 民 生 費		10,666,900
	1 社 会 福 祉 費	3,720,700
	2 児 童 福 祉 費	4,201,300
	3 生 活 保 護 費	2,743,900
	4 災 害 救 助 費	1,000
4 衛 生 費		1,620,600
	1 保 健 衛 生 費	566,500
	2 清 掃 費	1,050,000
	3 上 水 道 費	4,100
5 労 働 費		38,200
	1 労 働 諸 費	38,200
6 農 林 水 産 業 費		134,900
	1 農 業 費	134,800
	2 林 業 費	100
7 商 工 費		83,900
	1 商 工 費	83,900
8 土 木 費		1,392,600
	1 土 木 管 理 費	44,100
	2 道 路 橋 り よ う 費	316,400
	3 河 川 費	73,700

款	項	金額
	4 都 市 計 画 費	799,900 千円
	5 住 宅 費	158,500
9 消 防 費		676,500
	1 消 防 費	676,500
10 教 育 費		2,111,700
	1 教 育 総 務 費	272,800
	2 小 学 校 費	490,600
	3 中 学 校 費	340,800
	4 幼 稚 園 費	297,400
	5 社 会 教 育 費	666,200
	6 保 健 体 育 費	43,900
11 災 害 復 旧 費		1,000
	1 公 共 施 設 災 害 復 旧 費	1,000
12 公 債 費		2,732,600
	1 公 債 費	2,732,600
13 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		22,920,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	
旧八幡東小学校 整 備 事 業	千円 104,000	証券発行の方法によって起債する場合、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差による減額をうめるため必要な金額を発行価格に加算した額とする。	普通貸借又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。
地 方 道 路 等 整 備 事 業	800	同上	同上	同上	
街路整備事業	20,200	〃	〃	〃	
男山第三中学校 整 備 事 業	69,700	〃	〃	〃	
臨時財政対策債	1,345,000	〃	〃	〃	
借 換 債	842,320	〃	〃	〃	

平成24年度

八幡市休日応急診療所特別会計予算

平成24年度八幡市休日応急診療所特別会計予算

平成24年度八幡市の休日応急診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 38,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月5日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 診 療 収 入		12,939 千円
	1 外 来 収 入	12,939
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		25,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	25,000
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		159
	1 納 付 金	100
	2 雑 入	59
歳 入 合 計		38,100

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		35,900 千円
	1 施 設 管 理 費	35,900
2 医 業 費		1,700
	1 医 業 費	1,700
3 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		38,100

平成24年度

八幡市駐車場特別会計予算

平成24年度八幡市駐車場特別会計予算

平成24年度八幡市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月5日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		16,000 千円
	1 使用料	16,000
2 繰越金		99
	1 繰越金	99
3 諸収入		1
	1 市預金利子	1
歳 入 合 計		16,100

歳 出

款	項	金 額
1 管理費		6,100 千円
	1 管理費	6,100
2 繰出金		9,900
	1 一般会計繰出金	9,900
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		16,100

平成24年度

八幡市国民健康保険特別会計予算

平成24年度八幡市国民健康保険特別会計予算

平成24年度八幡市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,560,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年3月5日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		2,234,447 千円
	1 国民健康保険料	2,173,107
	2 国民健康保険税	61,340
2 使用料及び手数料		610
	1 手 数 料	610
3 国庫支出金		1,741,566
	1 国庫負担金	1,334,843
	2 国庫補助金	406,723
4 療養給付費交付金		551,545
	1 療養給付費交付金	551,545
5 前期高齢者交付金		2,250,369
	1 前期高齢者交付金	2,250,369
6 府 支 出 金		439,751
	1 府 負 担 金	56,357
	2 府 補 助 金	383,394
7 共 同 事 業 交 付 金		824,242
	1 共 同 事 業 交 付 金	824,242
8 繰 入 金		510,300
	1 一般会計繰入金	510,300
9 諸 収 入		7,970
	1 延滞金、加算金及び過料	650
	2 雑 入	7,320
歳 入 合 計		8,560,800

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		40,400 千円
	1 総 務 管 理 費	27,523
	2 徴 収 費	12,327
	3 運 営 協 議 会 費	550
2 保 険 給 付 費		5,641,370
	1 療 養 諸 費	4,981,000
	2 高 額 療 養 費	601,200
	3 移 送 費	20
	4 精 神 ・ 結 核 医 療 付 加 金	8,200
	5 出 産 育 児 諸 費	44,550
	6 葬 祭 諸 費	6,400
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		1,034,800
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,034,800
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		1,280
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	1,280
5 老 人 保 健 拠 出 金		50
	1 老 人 保 健 拠 出 金	50
6 介 護 納 付 金		413,172
	1 介 護 納 付 金	413,172
7 共 同 事 業 拠 出 金		849,695
	1 共 同 事 業 拠 出 金	849,695
8 保 健 事 業 費		93,333
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	72,215
	2 保 健 事 業 費	21,118
9 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
10 諸 支 出 金		5,700
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,700
11 前 年 度 繰 上 充 用 金		450,000
	1 前 年 度 繰 上 充 用 金	450,000
12 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出	合 計	8,560,800

平成24年度

八幡市介護保険特別会計予算

平成24年度八幡市介護保険特別会計予算

平成24年度八幡市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,128,600千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,000千円と定める。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額及び地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成24年3月5日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第1表 歳入歳出予算（保険事業勘定）

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		1,028,100 千円
	1 介 護 保 險 料	1,028,100
2 使用料及び手数料		94
	1 手 数 料	94
3 国 庫 支 出 金		779,182
	1 国 庫 負 担 金	703,945
	2 国 庫 補 助 金	75,237
4 支 払 基 金 交 付 金		1,149,122
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,149,122
5 府 支 出 金		616,111
	1 府 負 担 金	578,443
	2 府 補 助 金	18,868
	3 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	18,800
6 財 産 収 入		29
	1 財 産 運 用 収 入	29
7 繰 入 金		554,900
	1 一 般 会 計 繰 入 金	554,900
8 繰 越 金		979
	1 繰 越 金	979
9 諸 収 入		83
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	80
歳 入 合 計		4,128,600

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		45,900 千円
	1 総 務 管 理 費	5,500
	2 徴 収 費	5,000
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	35,400
2 保 険 給 付 費		3,945,800
	1 介 護 サービス等諸費	3,493,100
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	233,500
	3 そ の 他 諸 費	5,100
	4 高 額 介 護 サービス等費	79,300
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	8,600
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	126,200
3 地 域 支 援 事 業 費		84,600
	1 介 護 予 防 事 業 費	16,690
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	67,910
4 基 金 積 立 金		50,318
	1 基 金 積 立 金	50,318
5 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
6 諸 支 出 金		981
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	980
	2 延 滞 金	1
7 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	4,128,600

第1表 歳入歳出予算（介護サービス事業勘定）

歳 入

款	項	金 額
1 サービス収入		4,000 千円
	1 予防給付費収入	4,000
歳 入 合 計		4,000

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		4,000 千円
	1 居宅介護支援事業費	4,000
歳 出 合 計		4,000

平成24年度

八幡市後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度八幡市後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度八幡市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,197,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成24年3月5日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		576,800 千円
	1 後期高齢者医療保険料	576,800
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		618,200
	1 一 般 会 計 繰 入 金	618,200
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1,999
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,997
	3 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		1,197,100

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		6,600 千円
	1 総 務 管 理 費	4,480
	2 徴 収 費	2,120
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		1,188,300
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	1,188,300
3 諸 支 出 金		2,000
	1 償還金及び還付加算金	2,000
4 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		1,197,100

平成24年度

八幡市水道事業会計予算

平成24年度八幡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度八幡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

水源名称	平成24年度末		年間 総給水量	一日平均 給水量
	給水人口	給水戸数		
月夜田 受水場系 (府営宇治 〃木津 美濃山)	50,294 ^人	19,824 ^戸	4,836,090 ^{m³}	13,250 ^{m³}
美濃山 浄水場系 (府営宇治 〃木津 美濃山)	23,216	7,761	2,879,878	7,890
(分水受水)京都市	443	197	54,662	150
(分水受水)久御山町	256	115	37,069	101
(分水受水)枚方市	24	11	3,201	9
合計	74,233	27,908	7,810,900	21,400

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,247,736 千円
第1項 営業収益	1,245,515 千円
第2項 営業外収益	2,200 千円
第3項 特別利益	21 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,247,985 千円
第1項 営業費用	1,131,651 千円
第2項 営業外費用	94,119 千円
第3項 特別損失	12,215 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 382,181千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,012千円、過年度分損益勘定留保資金 368,169千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資 本 的 収 入		94,998 千円
第1項	企 業 債		55,600 千円
第2項	負 担 金		4,000 千円
第3項	水 道 施 設 費		35,398 千円
		支	出
第1款	資 本 的 支 出		477,179 千円
第1項	建 設 改 良 費		365,812 千円
第2項	企 業 債 償 還 金		108,367 千円
第3項	予 備 費		3,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
第5次拡張 変更事業	千円 55,600	証券発行の方法によって起債する場合、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差による減額をうめるため必要な金額を発行価格に加算した額とする。	普通貸借又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円 と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 178,923 千円

平成24年3月5日提出

八幡市長 堀口 文昭

平成24年度

八幡市下水道事業会計予算

議案第8号

平成24年度八幡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度八幡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	30,943戸
(2) 年間総排水量	8,116,000m ³
(3) 主要な建設改良事業	
(ア) 公共下水道事業	31,543千円
(イ) 汚水管渠改築更新事業	126,790千円
(ウ) 雨水管渠改築更新事業	8,475千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	下水道事業収益	1,427,899	千円
第1項	営業収益	1,279,922	千円
第2項	営業外収益	147,967	千円
第3項	特別利益	10	千円

支 出			
第1款	下水道事業費用	1, 418, 822	千円
第1項	営業費用	1, 157, 059	千円
第2項	営業外費用	249, 463	千円
第3項	特別損失	7, 300	千円
第4項	予備費	5, 000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 415,834 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,113 千円、過年度分損益勘定留保資金 333,917 千円及び当年度分損益勘定留保資金 76,804 千円で補てんするものとする。)

収 入			
第1款	資本的収入	352, 303	千円
第1項	企業債	151, 200	千円
第2項	工事負担金及び分担金	4, 020	千円
第3項	国庫補助金	33, 000	千円
第4項	他会計補助金	164, 083	千円

支 出			
第1款	資本的支出	768, 137	千円
第1項	建設改良費	204, 508	千円
第2項	固定資産購入費	9, 541	千円

第3項	企業債償還金	550,588	千円
第4項	出資金	500	千円
第5項	予備費	3,000	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	113,700	千円	普通貸借又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合は、発行価格は額面金額に100円につき98円50銭以上とする。	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。
流域下水道整備事業	37,500	同上	同上	同上	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を

経なければならない。

(1) 職員給与費 71,295千円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額の上限は495,000千円である。

平成24年3月5日提出

八幡市長 堀 口 文 昭

この印刷物は環境に配慮し古紙
を配合した印刷用紙と大豆油含
有のインクを使用しています